

守口市道路占用料条例の一部を改正する条例

守口市道路占用料条例（昭和63年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前					改 正 後					
第 1 条から第 6 条まで 略					第 1 条から第 6 条まで 略					
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）					
占用物件		単位		(円)	占用物件		単位		(円)	
		数量	期間	占用料			数量	期間	占用料	
法第32条 第 1 項第 1 号に掲 げる工作 物	第 1 種電柱	1 本	1 年	2,600	法第32条 第 1 項第 1 号に掲 げる工作 物	電柱	1 本	1 年	5,000	
	第 2 種電柱			4,100					電話柱	2,900
	第 3 種電柱			5,600						
	第 1 種電話柱			2,400						
	第 2 種電話柱			3,900						
	第 3 種電話柱			5,400						
	その他の柱類			180	その他の柱類	290				
	共架電線その他上空に 設ける線類	1 m	1 年	24	共架電線その他上空に 設ける線類	1 m	1 年	29		
	地下電線その他地下に 設ける線類			12	地下電線その他地下に 設ける線類			18		
	路上に設ける変圧器	1 個	1 年	1,800	路上に設ける変圧器	1 個	1 年	2,900		

	地下に設ける変圧器	1 m ²		<u>1,200</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個	1 年	<u>3,700</u>
	郵便差出箱	1 個	1 年	<u>1,500</u>
	その他のもの	1 m ²	1 年	<u>3,700</u>
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が <u>0.1メートル未</u> <u>満のもの</u>	1 m	1 年	<u>120</u>
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満の もの			<u>180</u>
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満の もの			<u>240</u>
	外径が0.2メートル以 上 <u>0.4メートル未</u> 満の <u>もの</u>			<u>490</u>

	地下に設ける変圧器	1 m ²		<u>1,800</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個	1 年	<u>5,800</u>
	郵便差出箱	1 個	1 年	<u>2,500</u>
	その他のもの	1 m ²	1 年	<u>5,800</u>
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が <u>0.07メートル未</u> <u>満のもの</u>	1 m	1 年	<u>130</u>
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満の <u>もの</u>			<u>180</u>
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満の もの			<u>260</u>
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満の もの			<u>350</u>
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの			<u>520</u>
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の <u>もの</u>			<u>700</u>

	外径が0.4メートル以上 <u>1.0メートル未満</u> のもの				<u>1,200</u>
	外径が1.0メートル以上のもの				<u>2,400</u>
法第32条 第1項第4号に掲げる施設	アーケード		1 m ²	1 年	<u>3,700</u>
法第32条 第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		1 m ²	1 年	<u>4,800</u>
	地下に設ける通路				<u>2,400</u>
	その他のもの				<u>3,700</u>
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼・縁日等の際し一時的に設けるもの		1 m ²	1 日	<u>72</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479	広告看板（電柱等に添架されているもの）	突出看板 巻付看板	<u>標示面積</u>	1 月	<u>720</u>
		その他のもの	1 m ²	1 年	<u>7,200</u>

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>1,300</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの				<u>1,800</u>
	外径が1.0メートル以上のもの				<u>3,500</u>
法第32条 第1項第4号に掲げる施設	アーケード		1 m ²	1 年	<u>6,400</u>
法第32条 第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		1 m ²	1 年	<u>4,500</u>
	地下に設ける通路				<u>2,000</u>
	その他のもの				<u>3,200</u>
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼・縁日等の際し一時的に設けるもの		1 m ²	1 日	<u>58</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479	広告看板（電柱等に添架されているもの）	突出看板 巻付看板	<u>表示面積</u>	1 月	<u>640</u>
		その他の	1 m ²	1 年	<u>5,800</u>

号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	標識	1本	1年	<u>2,900</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設		1 m ²	1月	<u>720</u>

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱

号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	もの			
	標識	1本	1年	<u>4,700</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設		1 m ²	1月	<u>580</u>

備考

- 1 電話柱とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱（電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）であるものを除く。）をいう。

とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。		
<u>3</u> 略	<u>2</u> 略	
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略	
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略	
<u>6</u> 略	<u>5</u> 略	
<u>7</u> 略	<u>6</u> 略	
<u>8</u> 略	<u>7</u> 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有に係る占有料から適用し、施行日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。
- 3 次の表（以下この項において「附則別表」という。）の左欄に掲げる占有物件に係る令和7年度の占有料の額については、改正後の別表の規定（備考を除く。）にかかわらず、附則別表の右欄に定める額とする。

占有物件				占有料 (円)
物件		単位		
		数量	期間	
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	その他の柱類	1本	1年	220
	地下電線その他地下に設ける線類	1m	1年	15
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,200
	地下に設ける変圧器	1㎡		1,500

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個	1 年	4,500
	郵便差出箱	1 個	1 年	1,800
	その他のもの	1 m ²	1 年	4,500
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1 m	1 年	150
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			220
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			290
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			590
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			1,500
	外径が1.0メートル以上のもの			2,900
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード	1 m ²	1 年	4,500
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	標識	1 本	1 年	3,500

- 4 次の表（以下この項において「附則別表」という。）の左欄に掲げる占有物件に係る令和8年度の占有料の額については、改正後の別表の規定（備考を除く。）にかかわらず、附則別表の右欄に定める額とする。

占有物件				占有料 (円)
物件		単位		
		数量	期間	
法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	その他の柱類	1 本	1 年	270
	路上に設ける変圧器	1 個	1 年	2,700
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個	1 年	5,400
	郵便差出箱	1 個	1 年	2,200
	その他のもの	1 m ²	1 年	5,400
法第32条第 1 項第 4 号に掲げる施設	アーケード	1 m ²	1 年	5,400
道路法施行令第 7 条第 1 号に掲げる物件	標識	1 本	1 年	4,200